

解 説

【第一問】

問 1

平成27年度税制改正項目である国外転出時課税及び当該税制に関する確定申告を問う問題である。

解答にあたっての留意点は次のとおりである。

(1) 1について

- ① 納税管理人の届出をすることなく海外に移住する場合の本年分の所得税に係る手続については、年の途中で出国した場合の確定申告書の提出である。問題文より、確定申告の種類ごとに概要を解答した上で、根拠となる規定を解答していくこと。
- ② 平成28年5月某日に質問を受けていることから、確定申告書を提出すべき者等が出国をする場合の確定申告については解答を要しない。
- ③ 海外に移住後、総合課税される国内源泉所得がある場合等には、原則の確定申告を行う。この場合において、出国の場合の確定申告書の提出により納付した所得税及び復興特別所得税がある場合には、予納税額として、確定申告により精算される。問題文に、海外移住後の所得の資料がないが、解答していた方が望ましい。

(注) 根拠規定において、原則の確定申告を解答に挙げている。これは、確定所得申告書を提出すべき場合、確定損失申告書を提出することができる場合、還付等を受けるための申告書を提出することができる場合を説明するという意味と③についてを説明する意味で解答に挙げている。いずれにしても、原則の確定申告については解答していた方が望ましい。

(2) 2について

問われていることに沿って解答していくこと。

基本的には、解答のとおりであり、(注)書きにおいて「納税猶予」及び「減額措置」については、説明を要しないとあるため、当該論点については、解答を要しない。

各々問われている点について、しっかりと問いに答えられていたかどうかのポイントとなる。

問 2

求償権の取扱いを問う問題である。

基本的な個別理論であるため、精度よく解答すること。

なお、問題文が「事業の遂行上生じた債権以外の債権」としか記載されていないため、保証債務の履行による求償権の行使不能の取扱いについても、概要等で前提を述べた上で解答することが望ましい。

また、計算の分量が少ないことから、更正の請求についても解答することが望ましい。

更正の請求については、国税通則法によるものと所得税法の特例によるものがあり、問題文においては「所得税法上の取扱い」とあるため、最低限所得税法の特例については解答し、かつ、計算の分量が少ないことから、国税通則法についても触れた方がよい。

【第二問】

問1

1 退職所得(法30、法201、法121②)

役員として勤務した期間が3年11か月であるため、特定役員退職手当等に該当する。

この場合における退職所得の金額の計算は、退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した金額に1/2を乗じない。

また、本問においては、退職所得の受給に関する申告書を提出していないため、「退職金×20.42%」の源泉徴収税額が源泉徴収される。

なお、本問の場合には退職所得の受給に関する申告書を提出しておらず、課税退職所得金額に係る所得税及び復興特別所得税の額3,283,536円(3,216,000×102.1%)が源泉徴収税額3,267,200円以下とならないため、退職所得を申告不要とすることはできないことに留意すること。

2 給与所得

「支払金額」と記載があり、当該「支払金額」が「実際に支払った金額」なのか「源泉徴収票に記載欄のある支払金額」なのかいずれにも解釈できる。

解答上は、特に控除後等の指示がないことから「源泉徴収票に記載欄のある支払金額」を指しているものとして解答している。

3 不動産所得

(1) 不動産の貸付け状況

青色申告の承認を受けているため、青色申告者に該当する。

また、貸付けを行っている建物の部屋数が10室以上であるため、事業的規模で行われる不動産貸付けに該当する。(基通26-9)

なお、前受未収の経理の指示は記載されていないが、不動産の賃貸料における契約書において、「当月分の賃料を当月末日までに甲名義のM銀行B支店普通預金口座に振り込む」旨の記載があるため、支払日基準、期間対応基準どちらで計算したとしても結果は同様となる。

(2) 賃貸料収入(基通36-5、個別通達《不動産等の賃貸料にかかる不動産所得の収入金額の計上時期について》)

203号室の未収賃貸料は、賃貸料収入に加算し、301号室の前受金は、賃貸料収入から控除する。

(3) 敷金収入(基通36-7)

敷金については、退室時に入居者に対して全額返還されるため、原則として所得とはならない。

なお、部屋の原状回復を甲が行った場合には、入居者が退室する場合でも一切返還はされないとあるが、退室時まで、甲が部屋の原状回復を行うかどうかは明らかではなく、返還を要しないことが敷金収入時においては、確定していないため、総収入金額に算入しない。

(4) 更新料収入(基通36-6)

契約の効力発生の日において総収入金額に算入する。

(5) 共益費収入

賃貸料収入と同様である。

(6) 租税公課(基通37-6)

固定資産税の計上時期は、原則として賦課決定のあった年分の必要経費とされるが、特例として納期の開始の日又は実際に納付した日の属する年分の必要経費とすることもできる。

納税者に有利な方法を選択する旨の指示があることから、賦課決定のあった本年において全額を必要経費に算入する。

よって、平成29年2月中に納期を迎える第4期分の固定資産税についても本年分の必要経費に算入する。

(7) 損害保険料

全て掛け捨てのものであるため、全額を必要経費に算入する。

(8) その他の諸経費(修繕費、借入金の利子、水道光熱費、仲介手数料・管理料)

特に指示がないため、不動産所得に係る必要経費としての適正額であるものとして必要経費に算入する。

(9) 減価償却費

① 償却方法

償却方法について何の届出も行っていないため、法定償却方法(本問の場合には旧定額法又は定額法)により減価償却費を計算する。

② 建物

平成19年3月31日以前取得の建物であるため、旧定額法により減価償却費を計算する。

なお、未償却残高が減価償却費の金額の1円未満の端数を切り上げて計算しているため、解答上は1円未満の端数を切り上げて減価償却費を計算している。

③ 給排水設備(令134②)

平成19年3月31日以前取得の給排水設備であるため、旧定額法により減価償却費を計算するが、本問の場合には、償却累積額が償却可能限度額(取得価額×95%)に達しているため、「(取得価額-1円)÷5」の算式により計算した減価償却費を必要経費に算入する。

③ アスファルト舗装(令134①)

平成19年3月31日以前取得のアスファルト舗装であるため、旧定額法により減価償却費を計算するが、本問の場合には、償却累積額及びが本年分の減価償却費が、償却可能限度額(取得価額×95%)を超えるため、償却可能限度額まで減価償却費の計上を行うこととなる。

④ ノートパソコン(措法28の2)

青色申告者であり、ノートパソコンが取得価額30万円未満であるため、中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例により、全額を必要経費に算入する。

10) 専従者給与(法57①②)

甲の妻を専従者とする「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出しているため、届出額の範囲内で、支給額を必要経費に算入する。

11) 貸倒引当金(法52)

不動産所得については、事業的規模で貸付けを行う場合に限り、個別評価貸金に係る貸倒引当金を設定することができるが、一括評価貸金等に係る貸倒引当金については、青色申告者で、かつ、事業所得を営む者に限り認められている。

本問においては、一括評価貸金等に係る貸倒引当金の設定をすることができず、個別評価貸金に係る貸倒引当金の設定についても、当該引当金の設定事由が生じていないため、貸倒引当金については、何ら設定することができない。

12) 青色申告特別控除(措法25の2)

事業的規模により不動産の貸付けを行っているため、青色申告特別控除額は65万円となる。

4 その他の所得

(1) 私募公社債投資信託の収益分配金

私募発行であることから、特定公社債等に該当せず、一般利子等に区分される。

よって私募公社債投資信託の収益分配金は、利子所得に区分され、源泉分離課税が適用される。

(2) 不動産賃貸料収入用口座の普通預金利子

利子所得に区分され、源泉分離課税が適用される。

(3) 納税準備預金の利子(措法5)

全て租税納付目的で引出しが行われているため、納税準備預金の利子の全額が非課税となる。

(4) 組合債の利子(基通2-11)

組合債は、社債に該当せず、雑所得に区分され、総合課税される。

(5) B社からの中間配当金及び期末配当金

配当所得に区分され、問題の指示により総合課税を選択する。

B社が上場株式等に該当し、かつ、甲が大口株主ではないことから、配当金の源泉徴収税率は20.315%となる。

なお、所得税額及び復興特別所得税額の計算において差引く源泉徴収税額については、住民税を除いた源泉徴収税率15.315%部分となることに留意すること。

(6) B社からの株主優待券(基通24-2、35-1(8))

剰余金処分等の経理をB社において行っておらず、また利益の有無にかかわらず供与されていることから、雑所得に区分され総合課税される。

(7) 宝くじの当選金

宝くじの当選金は、非課税となる。

5 所得控除額

(1) 生命保険料

生命保険料の区分について記載がないが、同一区分の生命保険料であると考えられるため、旧生命保険料のみを申告した場合と、旧生命保険料及び新生命保険料両方を申告した場合を計算し、控除額が多い方を選択する。

本問においては、旧生命保険料のみを申告した場合の方が、控除額が多くなるため有利となる。

(2) 人的控除

- ① 甲の妻は、青色事業専従者に該当するため、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができない。
- ② 甲の長女は、アルバイトによる収入金額から給与所得控除額を控除した金額（合計所得金額）が38万円以下となるため扶養控除を適用することができる。  
なお、長女の年齢が20歳であることから、扶養控除額は63万円となる。
- ③ 甲の長男は、年齢が14歳で年齢が16歳未満であるため、扶養控除を適用することはできない。

6 予定納税額

第2期分について未納であったとしても、第3期分の所得税及び復興特別所得税の額の計算にあつては、未納分を含めた予定納税額を控除することとなる。

問2

1 所得控除額

(1) 人的控除

- ① 乙の妻は、特に所得の指示がないため、所得 0円として計算することとし、合計所得金額が38万円以下となるため、配偶者控除の適用がある。控除額は38万円であり、また、乙の妻が控除対象配偶者に該当することから、配偶者特別控除の規定の適用を受けることができない。
- ② 乙の母は、公的年金の収入金額から公的年金等控除額を控除した金額（合計所得金額）が38万円以下となるため、扶養控除を適用することができる。  
なお、乙の母の年齢が66歳であることから、扶養控除額は38万円となる。

(2) 雑損控除

① 適用資産の範囲(法72)

雑損控除については、乙と生計を一にする親族でその年分の課税標準の合計額が基礎控除額以下であるものの有する資産についても適用がある。よって、乙の妻及び乙の母が有する資産について、災害・盗難・横領が生じた場合には、一定の資産について雑損控除の適用がある。

② 雑損控除が適用されない事由及び資産(法72、法62)

雑損控除については、災害・盗難・横領に事由が限定されていることから、乙の母が投資詐欺により受けた損失 500万円については、乙の母にも落ち度があったものであるため、何ら考慮されないが、乙の妻の旅行中の盗難により受けた損失については、雑損控除の対象事由となる。

また、雑損控除が適用される資産は、居住用家屋、家財、衣服、時価30万円以下の美術品等であり、生活に通常必要でない資産、棚卸資産、事業用固定資産、事業用繰延資産、山林は対象外となるため、宝石(時価) 47万6千円については雑損控除の対象資産とならない。

なお、生活に通常必要でない資産の損失については、生活に通常必要でない資産の災害による損失の特例により、譲渡所得の金額の計算上本年及び翌年に控除することも想定されるが、当該特例は、乙本人が所有する資産についてのみ適用される特例であるため、同特例の適用はない。

(よって、宝石(時価)47万6千円は、乙の妻の翌年分の譲渡所得の金額の計算上控除すべき金額とみなされる。)

2 損益通算等

- (1) 譲渡所得金額(総合・長期)の損失は、まず、譲渡所得金額(総合・短期)と内部通算し、なお控除しきれない金額は、一時所得の金額と通算を行う。
- (2) 譲渡所得金額(分離・短期)の損失は、譲渡所得金額(分離・長期)と内部通算を行う。
- (3) 土地等を取得するために要した負債の利子相当額は、損益通算できない。(措法41の4)